

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）片山地区）を行うことについて平成28年9月15日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成28年9月29日から同年10月20日まで縦覧に供する。

平成28年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造